

⑩ 特設無料人権相談を実施します

問 社会福祉課(内線 157)

毎日の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。相談内容についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

日時 7月19日(水) 午前10時～午後3時 最終受付: 午後2時30分

場所 地域福祉センターともべ(笠間市美原3-2-11)

⑪ 法律と登記等に関する無料相談会を開催します

問・申 笠間市消費生活センター TEL 0296-77-1313

日時		内容	
7月13日(木)	午前10時～正午 午後1時～3時	登記等に関する相談	司法書士 いりえ ひろゆき 入江 浩幸さん
7月20日(木)		法律相談	元大学教授 やまぐち やすお 山口 康夫さん
8月7日(月)			
8月21日(月)		登記等に関する相談	司法書士 にしまぎ まさこ 西間木 雅子さん

場所 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ「トモア」内: 笠間市友部駅前1-10)

内容 ・相談は1件あたり1時間程度です。相談のみで案件を依頼することはできません。
・すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

定員 各日4名(要予約・先着順)

対象 市内在住の方

申込方法 事前に電話でお申し込みください。

⑫ 空家等無料相談会を開催します

問・申 企業誘致・移住推進課(内線 592) 〒309-1792 笠間市中央3-2-1

FAX 0296-77-1324 メール akiya@city.kasama.lg.jp



弁護士、司法書士、宅地建物取引士が相続、売却、賃貸、管理等の空家に関するさまざまな困りごとについて相談に応じます。

日時 8月26日(土) 午後1時～4時のうち1時間程度

場所 地域交流センターいわま「あたご」(笠間市下郷4438-7)

対象 市内にある空家、もしくは近く空家になることが見込まれる住宅の所有者(管理者)

※業として管理する方は対象外

定員 6組(応募者多数の場合は抽選)

参加費 無料

申込方法 いばらき電子申請・届出サービス(右上の二次元コード)または窓口で直接、もしくはは郵送、FAX、メールでお申し込みください。予約票は窓口で配布するほか、市ホームページ(⇒「空家相談会」で検索)からもダウンロードできます。

なお、予約票に空家の写真や建築関係書類等を添付していただくと相談がスムーズです。電話でのお申し込みは、聞き取り内容が不明瞭となる場合があるので受付していません。

申込期限 7月21日(金)

「犬のフン」は飼い主が持ち帰りましょう。